

◎新潟県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
合同会社らいこう	上越市大字稲882-1	デイホームおたっしや館	上越市大字稲882-1	通所介護	H26.11.3
社会福祉法人長岡三古老人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	デイサービスセンター川崎東	長岡市川崎町563番地1	通所介護	H27.3.4
社会福祉法人長岡三古老人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	デイサービスセンター川崎東	長岡市川崎町563番地1	介護予防通所介護	H27.3.4